

国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (安全保障輸出管理統括責任者) 第6条 本学に、安全保障輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、理事(学術・研究担当)をもって充てる。 2 (略) (安全保障輸出管理副統括責任者) 第7条 本学に、安全保障輸出管理副統括責任者(以下「副統括責任者」という。)を置き、理事(教育担当)、理事(渉外担当)及び理事(総務・財務担当)の各理事をもって充てる。 2 (略)</p>	<p>本則 (安全保障輸出管理統括責任者) 第6条 (略) 2 (略) (安全保障輸出管理副統括責任者) 第7条 本学に、安全保障輸出管理副統括責任者(以下「副統括責任者」という。)を置き、理事(教育担当)、理事(経営・企画担当)及び理事(総務・渉外担当)の各理事をもって充てる。 2 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。